

## 企業におけるハラスメント対策（事前・事後対応）の実務 ～パワハラ対策義務化など最新の動向を踏まえて～

企業におけるハラスメント対策はますます重要となっています。パワハラ防止措置を企業に義務付ける法律がすでに施行され、令和4年4月からは中小企業にも義務化されます。

今回のセミナーでは、弁護士として企業への助言を多数行っている講師が、パワハラ法制化や最新の事例などを踏まえて企業が講じるべきハラスメント対策と、事後の対応について具体的に解説します。

令和3年 **12** 月 **3** 日（金） 14:00～16:00

講師 小山 博章 氏 第一芙蓉法律事務所 弁護士

**対象** 経営者、人事労務担当者、関心のある方

**定員** 40名 事前申込制(先着順)

**受講料** 無料

**申込方法** ホームページから [かながわ労働センター川崎支所](#) **検索**



### 〈会場案内〉

川崎市産業振興会館 9階第3会議室  
JR川崎駅又は京急川崎駅から徒歩8分  
川崎市幸区堀川町 66-20

※当日のお問い合わせなどは下記  
かながわ労働センター川崎支所まで

※天候や新型コロナウイルス感染症の状況等によりセミナーを中止または内容を変更する場合があります。

※感染防止のため、マスク着用、手指消毒等の感染症対策へのご協力をお願いいたします。

※下記の場合は受講いただけませんのでご承知おきください。

- ・発熱の場合（入室時に検温をさせていただきます）
- ・咳、咽頭痛等の風邪症状や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

主催:神奈川県かながわ労働センター川崎支所（問合せ先 044-833-3141）

共催:公益財団法人川崎市産業振興財団 後援:川崎市・川崎商工会議所